

新型コロナウイルス関連情報（11月14日現在）

1 喫連邦保健省によれば、14日（土）15時現在、新たにオーストリア国内で7,138名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び85名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は200,746名（内死亡数：1,746名、治癒数：119,415名）となります。

国内発生状況

（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：47,883名（+1,412）
- ・オーバーエスタライヒ州：39,965名（+1,722）
- ・ニーダーエスタライヒ州：28,907名（+1,111）
- ・チロル州：23,748名（+736）
- ・シュタイアーマルク州：21,072名（+762）
- ・ザルツブルク州：13,940名（+534）
- ・フォアアールベルク州：11,692名（+345）
- ・ケルンテン州：8,272名（+417）
- ・ブルゲンラント州：5,267名（+99）

（州：死亡数（前日比）、治癒数）

- ・ウィーン市（州）：420名（+13）、31,285名
- ・オーバーエスタライヒ州：283名（+19）、23,899名
- ・ニーダーエスタライヒ州：296名（+15）、18,397名
- ・チロル州：186名（+8）、16,343名
- ・シュタイアーマルク州：311名（+9）、8,668名
- ・ザルツブルク州：65名（+1）、7,146名
- ・フォアアールベルク州：63名（+3）、6,854名
- ・ケルンテン州：71名（+13）、3,995名
- ・ブルゲンラント州：51名（+4）、2,828名

2 14日、オーストリア政府は17日（火）午前0時より12月6日（日）までの間、更なる外出規制等措置を導入する旨発表しました。ORF報道に基づく措置の概要は以下のとおりです。

（1）有効期間

11月17日（火）に発効し、さしあたり12月6日（日）まで有効とする。

（2）外出制限

終日、外出は特定の理由がある場合にのみ可能となる。特定の理由とは、通勤、生活必需品の買い物、医療目的、散歩や個人スポーツのような心身のレクリエーション、支援が必要な者の世話、墓地や宗教施設の訪問、動物の世話、生命・身体・財産への危険の回避。

（3）接触制限

同居していない者との会合は、パートナー、近しい親族、通常週に複数回接触する重要な関係者に限られる。政府は「同居しない者一人だけと会うことができる」という意味だとする。

（4）最低限の間隔の確保、マスク着用義務

引き続き、公共の場での同居人以外との間は1メートルの距離を確保する必要があり、屋内ではマスク着用義務がある（6歳までの子供は除外）。

（5）商店、飲食店、サービス業

商店は一部の例外を除き閉鎖される。例外は、食料品、保健関連、動物の飼料販売店、ガソリンスタンド、銀行、郵便局、携帯電話店、キオスク、廃棄物処理業者、自転車・自動車整備工場等。営業時間は6時から19時まで。

飲食店は引き続き閉鎖。テイクアウト販売は6時から19時の間、配達サービスは24時間、それぞれ許可される。美容院、マッサージ等、接触のあるサービス業はすべて閉鎖。

（6）学校、幼稚園

学校は完全にオンライン授業に移行。幼稚園では必要とする園児に対して緊急保育が可能。学校では必要に応じて学童保育が可能。

（7）イベントと観光業

イベントは引き続きほぼ完全に禁止。例外はデモ、宗教行事、政党・政治行事等。ホテル等の宿泊施設は観光目的では引き続き閉鎖。ビジネス目的の利用者は例外。

(8) スポーツとレジャー

アマチュアスポーツにつき、スポーツ施設は、接触の無い種目も含めて閉鎖（接触のある種目はサッカーも含め既に禁止）。（スポーツ施設を利用しない）屋外での個人スポーツ等は、接触が無い場合許可される。プロスポーツは引き続き実施される。

スポーツジム、プール、博物館、映画館、劇場、コンサートホール、キャバレー、動物園、遊園地等のレジャー施設は引き続き閉鎖。

(9) 職場

可能な限りホームオフィスを推奨。他者との間に1メートルの距離が確保できず、他の措置もとれない場合、引き続きマスク着用が義務付けられる。

(10) 病院、老人ホーム、介護施設

病院では、患者1人あたり週1回の面会が可能。妊婦には出産前及び出産後に1名の同行が可能、未成年者や支援が必要な者には2名の同行が可能。職員は週1回検査を受ける。介護・養護施設でも入居者1人あたり週1回の面会が可能。

(11) 葬儀、宗教行事

引き続き、葬儀は最低距離の確保、マスク着用を条件に、最大50名まで参加可能。宗教行事の際は、屋内では常にマスク着用が必要。

3 13日、スロバキア政府は16日（月）午前7時よりオーストリアを検疫免除対象国から除外することを決定しました。これにより、直近14日間にオーストリアを含む検疫免除対象国ではないEU加盟国に滞在した者がスロバキアに入国する場合、以下のいずれかが義務付けられます。

(1) 72時間以内に発行されたPCR検査の陰性証明書を入国時に提示。

(2) 入国前に <http://korona.gov.sk/ehranica> に登録の上、入国後、自己隔離を行う。ただし、入国後5日目以降にPCR検査を受検し陰性結果が出たら自己

隔離終了可能。なお、感染症状が無い場合は、PCR検査受検なしでも10日間で自己隔離終了可能。

オーストリア外務省ホームページ

<https://www.bmeia.gv.at/reise-aufenthalt/reiseinformation/land/slowakei/>

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621 (月-金, 9:00-17:00)

ウェブサイト : <https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト : <https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所 : Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話 : (市外局番 01) 5 3 1 9 2 0

Fax : (市外局番 01) 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ : https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html